

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 6 月22日
【会社名】	株式会社鳥貴族
【英訳名】	Torikizoku co.,ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大倉 忠司
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区立葉一丁目 2 番12号
【電話番号】	06-6562-5333
【事務連絡者氏名】	取締役管理部ディレクター 道下 聡
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区立葉一丁目 2 番12号
【電話番号】	06-6562-5333
【事務連絡者氏名】	取締役管理部ディレクター 道下 聡
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 293,989,500円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成27年 6 月12日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	52,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成27年6月22日(月)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集とは別に、平成27年6月22日(月)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式200,000株の一般募集(以下、「一般募集」という。)及び当社普通株式150,000株の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、52,500株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年7月24日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

- 3 平成27年6月22日(月)開催の取締役会において、平成27年8月1日(土)付をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成27年7月31日(金)最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、3株の割合をもって分割するものであります。
- 4 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	52,500株	293,989,500	146,994,750
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	52,500株	293,989,500	146,994,750

(注)1 「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券株式会社
割当株数	52,500株
払込金額の総額	293,989,500円
割当てが行われる条件	「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり

- 「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成27年6月12日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成27年7月28日(火)	該当事項はありません。	平成27年7月29日(水)

- (注)1 発行価格及び資本組入額については、平成27年6月30日(火)から平成27年7月2日(木)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一とします。
- 全株式を大和証券株式会社へ割当て、一般募集は行いません。
  - 大和証券株式会社から申込みがない場合には、当該株式に係る株式の割当てを受ける権利は消滅します。
  - 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとし、

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社鳥貴族 本店	大阪市浪速区立葉一丁目2番12号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社近畿大阪銀行 東大阪支店	大阪府東大阪市永和一丁目2番1号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
293,989,500	2,130,000	291,859,500

（注）1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成27年6月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

#### （2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限291,859,500円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額1,105,750,000円と合わせた、手取概算額合計上限1,397,609,500円について、全額を平成27年8月から平成28年7月末までに直営店の新規出店のための差入保証金及び固定資産等の設備資金に充当する予定であります。

具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、設備計画の内容については、「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年6月22日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年6月22日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」に記載された設備計画の内容は、本有価証券届出書提出日（平成27年6月22日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成27年5月31日現在）、以下のとおりとなっております。

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定日		増加能力 （客席数）
			総額 （千円）	既支払額 （千円）		着手年月	完成年月	
鳥貴族 京成船橋店	千葉県 船橋市	営業用 店舗設備	39,968	5,000	自己資金	平成27年 4月	平成27年 6月	80
鳥貴族 花小金井店	東京都 小平市	営業用 店舗設備	26,624	500	自己資金	平成27年 4月	平成27年 6月	49
鳥貴族 六甲道店	神戸市 灘区	営業用 店舗設備	36,144	3,360	自己資金	平成27年 5月	平成27年 7月	79
鳥貴族 渋谷マークシティ店	東京都 渋谷区	営業用 店舗設備	34,450	7,754	自己資金	平成27年 5月	平成27年 7月	54
鳥貴族 池上店	東京都 大田区	営業用 店舗設備	36,600	-	自己資金	平成27年 5月	平成27年 7月	90
鳥貴族 北小金店	千葉県 松戸市	営業用 店舗設備	25,081	555	自己資金	平成27年 5月	平成27年 7月	47
鳥貴族 戸田店	埼玉県 戸田市	営業用 店舗設備	39,533	2,836	自己資金	平成27年 5月	平成27年 7月	104
鳥貴族 国府宮店	愛知県 稲沢市	営業用 店舗設備	34,797	1,920	自己資金	平成27年 5月	平成27年 7月	73
鳥貴族 渋谷西口店	東京都 渋谷区	営業用 店舗設備	42,508	9,280	自己資金およ び増資資金	平成27年 6月	平成27年 8月	76
鳥貴族 水道橋西口店	東京都 千代田 区	営業用 店舗設備	49,484	5,498	自己資金およ び増資資金	平成27年 6月	平成27年 8月	112
鳥貴族 柏あさひ通り店	千葉県 柏市	営業用 店舗設備	36,972	5,994	自己資金およ び増資資金	平成27年 7月	平成27年 9月	87
鳥貴族 刈谷店	愛知県 刈谷市	営業用 店舗設備	31,391	-	自己資金およ び増資資金	平成27年 7月	平成27年 9月	63
平成28年7月期 出店予定56店舗	-	営業用 店舗設備	1,960,000	1,800	自己資金、増 資資金および 借入金	平成27年 8月以降	平成28年 7月まで	（注）3
合計			2,393,556	44,499				（注）3

（注）1．金額の中には差入保証金が含まれております。

2．上記金額に、消費税等は含まれておりません。

3．現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。

### 3 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成26年10月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年6月22日）までの間に、次のとおり臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（平成26年10月30日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成26年10月29日開催の当社第28期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年10月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円00銭

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、根岸邦行を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 剰余金処分の件	12,578	50	7	（注）1	可決（93.41%）
第2号議案 取締役1名選任の件 根岸邦行	12,579	49	7	（注）2	可決（93.42%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

#### 4 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日（平成27年6月22日）までの間において次のとおり増加しています。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成27年2月1日 (注)1	1,654,300	3,308,600		550,356		540,356
平成27年2月1日～ 平成27年4月30日 (注)2	223,000	3,531,600	12,482	562,838	12,482	552,838

(注)1．平成27年2月1日付をもって普通株式1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が1,654,300株増加しております。

2．平成27年2月1日から平成27年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が223,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12,482千円増加しております。

3．平成27年5月1日以降提出日現在までに、発行済株式総数、資本金および資本準備金の増減はありません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日	平成26年10月29日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第28期)	自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日	平成27年2月23日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期第3四半期)	自 平成27年2月1日 至 平成27年4月30日	平成27年6月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年10月29日

株式会社鳥貴族

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康仁  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社鳥貴族の平成25年8月1日から平成26年7月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥貴族の平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社鳥貴族の平成26年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社鳥貴族が平成26年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年6月12日

株式会社鳥貴族  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康仁  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社鳥貴族の平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第29期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年2月1日から平成27年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年8月1日から平成27年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社鳥貴族の平成27年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。